

広島県告示第六百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和四年九月一日までの間、縦覧に供する。

令和四年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲山甲奴上市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
世羅郡世羅町大字赤屋字広田五六三番一地从 世羅郡世羅町大字赤屋字広田五六七番一地从 まで	新	旧	一五・九〇〃 二四・六〇〃	二四・〇〇	拡幅
	新	旧	四・〇〇〃 八・二〇〃	一六〇・〇〇	
世羅郡世羅町大字赤屋字広田五六七番一地从 世羅郡世羅町大字赤屋字広田六二九番一地从 まで	新	旧	一六・六〇〃 六五・四〇〃	一四三・四〇	ダブルウェイ
	新	旧	一八・九〇〃 六五・五〇〃	八一・六〇	
世羅郡世羅町大字赤屋字広田六二九番一地从 世羅郡世羅町大字赤屋字広田六二六番一地从 まで	新	旧	四・五〇〃 三・四〇〃	一〇〇・〇〇	
	新	旧	一六・六〇〃 六五・四〇〃	一四三・四〇	

世羅郡世羅町大字赤屋字上法八一番一地先か ら 世羅郡世羅町大字赤屋字上法一〇二二六番四 地先まで		世羅郡世羅町大字赤屋字広田六二六番一地先 から 世羅郡世羅町大字赤屋字上法八一番一地先ま で	
		新	旧
五〇・四〇〇	四・四〇〇 四・八〇〇	七〇・〇〇〇	五・〇〇〇 六・六〇〇
四五〇・〇〇〇	四三〇・〇〇〇	三五七・〇〇〇	六八〇・〇〇〇
拡幅		ダブルウェイ	